

現 場 説 明 書

会津森林管理署

業 務 名 北塩原地区災害関連緊急事業測量・設計業務

説 明 事 項

1 一般的事項について

- (1) 入札説明書等
入札公告、入札説明書、業務請負契約書(案)、工種別数量内訳書、特記仕様書、現場説明書、位置図等、公表用設計書のとおり。
- (2) 安全に関すること
(ア) 業務現場の責任の明確化及び安全作業を徹底すること。労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、墜落、物の飛来等危険防止の措置、保護具の完全着用を徹底すること。
(イ) 一般者が立ち入らないように、安全上必要な場所には、柵・看板等により「立ち入り禁止」の措置、「危険区域」の表示を行い、周知徹底できるようにすること。
(ウ) 林道等の通行には十分注意すること。
- (3) 土地の利用に関すること
請負業務の実行上必要な土地で、当該契約業務箇所以外の用地が必要な場合は、事前に監督職員の指示を受けること。
- (4) 火気の取扱に関すること
火気を使用する場合は後始末を徹底し、山火事等を起こすことのないように十分留意すること。
- (5) 請負代金の請求は、分任支出負担行為担当官会津森林管理署長あて請求すること。

2 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからエのいずれかの書類を提出しなければならぬ。
ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
(ア) 保管金領収証書は、「(保管金取扱店名を記載すること。)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「(歳入歳出外現金出納官吏(官職)(氏名))」を記載する。
(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約等担当官等の指示によること。
(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超えている場合は、別途超過分を徴収する。
(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに、保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 債務不履行時による損害金の支払を保証する銀行等の保証にかかる保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、保証事業会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金を受け入れを行う組合
- (イ) 保証書の宛て名の欄には、「(分任支出負担行為担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ク) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

ウ 債務の履行を保証する公共業務履行保証証券による保証にかかる保証

- (ア) 公共業務履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務履行を保証する証券である
- (イ) 公共業務履行保証証券の宛名の欄には、「(分任支出負担行為担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (エ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (オ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「(分任支出負担行為担当官等(官職)(氏名)を記載すること。)」と記載するよう申し込むこと。
 - (エ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - (オ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる場合は、契約の保証を付さなくてもよいものと
- 3 業務用器材等の運搬関係
- 道路交通法改正により大型貨物自動車等の過積載に対する罰則が強化されたことに伴い荷受人にもその責を課せられることになり、違法運転の背後責任による逮捕又は起訴された場合は指名停止となるので大型貨物自動車等に十分に注意すること。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速かにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 5 実行関係について
- 業務終了後の引上げ時には、業務のために使用した跡地は原形に復した後片付けを完全に行うこと。
- 6 その他
- 現地調査に入るときは、管轄する森林事務所の森林官と打合せを行うこと。